

必需物資の確保対策・災害に関する協定について

1. 備蓄の基本的事項

大規模災害時には物資の調達が平時のように実施できないという認識にたって、不足する必要な食料、飲料水、生活必需品の確保・供給に努めています。さらに他市町村との相互応援協定や、防災関係機関及び流通在庫等の保有業者との支援協定により、協力体制を整備します。令和4年度からは、毎年度当初に協定締結先団体様と市の防災担当者情報を共有することとしました。

各家庭においては、自助の考え方のもと、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品などの備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、乾電池など）の準備及び各個人にとって重要なもの（常備薬、コンタクトレンズなど）をまとめておくことを啓発しています。

2. 災害時協力井戸制度の創設

地震等の大規模な災害が発生した場合、水道が使えず長期間にわたり生活用水（洗濯や掃除等）が不足する事態が想定されます。

そうした事態に備え、個人や事業所などが日頃から使っている井戸を「瑞浪市災害時協力井戸」として登録していただき、水道が復旧するまでの間、可能な範囲で地域の皆さんに井戸水を無償で提供していただく制度を創設し、令和8年4月から募集を開始する予定です。



【中央公園ポケットパーク公共井戸】

3. 令和7年度に締結した災害に関する協定

締結内容	締結先
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社
災害時における入浴支援等に関する協定書	特定非営利活動法人Vネット
災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	株式会社デベロップ
災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	水月館株式会社
災害時における資機材の調達に関する協定	株式会社東濃マシンツール トラスコ中山株式会社



【4月11日 佐川急便（株）】



【7月23日 NPO法人Vネット】



【8月8日 （株）デベロップ】



【10月14日 水月館（株）】



【3月2日（株）東濃マシンツール・トラスコ中山（株）】